

令和9年度 福岡市保育施設等利用のご案内 一部変更のお知らせ

令和9年度利用申込スケジュール < P 1 >

修正箇所	修正前	修正後
オンライン申請の場合の 締め切り時間の例	例) 4/11 利用開始希望、3/11 0:01 申込→4/21 利用開始希望として、 3/19 までの申請分として受付	例) 4/11 利用開始希望、3/11 23:59 申込→4/11 利 用開始希望として受付・選考 4/11 利用開始希望、3/12 0:00 申込→4/21 利 用開始希望として受付・選考
7月21日(水)利用開始 希望の申込締め切り	6月18日(金)	6月21日(月)
3月21日(火)利用開始 希望の申込締め切り	2月18日(金)	2月21日(月)

(3) 利用手続きの流れ < P 5 >

修正箇所	修正前	修正後
認定・通知	市から保護者へ 「支給認定証」交付	市から保護者へ 「教育・保育給付認定決定通知書」交付

(1) 教育・保育給付認定の種類 < P 7 >

修正箇所	修正前	修正後
①保育所、認定こども園 (保育機能部分)、地域型 保育事業(家庭的保育事 業、小規模保育事業、事 業所内保育事業、居宅訪 問型保育事業)の利用を 希望する場合	申請に基づき、福岡市から 支給認定証を交付します。	申請に基づき、福岡市から教育・保育 給付認定決定通知書を交付します。

(3) 教育・保育給付認定に関する諸手続 < P 8 >

修正箇所	修正前	修正後
②職権による教育・保育 給付認定の変更	3歳未満保育認定(3号)の お子さんが満3歳に達したと きは、市が満3歳以上保育認 定(2号認定)に職権で変更 し、支給認定証を交付しま す。	3歳未満保育認定(3号)のお子さんが 満3歳に達したときは、市が満3歳以上 保育認定(2号認定)に職権で変更し、 教育・保育給付認定決定通知書を交付し ます。

(3) 教育・保育給付認定に関する諸手続 < P 8 >

修正箇所	修正前	修正後
④支給認定証の再交付	④支給認定証の再交付 支給認定証を破損又は紛失 した場合は、再交付の申請 を行ってください。	④教育・保育給付認定決定通知書 の再交付 教育・保育給付認定決定通知書を破損 又は紛失した場合は、再交付の申請を 行ってください。

(3) 申込時と状況が変わった方 < P 1 7 >

修正箇所	修正前	修正後
書類の提出先	変更となった場合は、速やかに提出ください。	変更となった場合は、第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課、または、利用中の保育施設等もしくは利用中の保育施設等が所在する区の子育て支援課へ速やかに提出ください。

【保育認定（支給認定証）が必要な場合】 < P 2 4 >

修正箇所	修正前	修正後
【保育認定（支給認定証）が必要な場合】	【保育認定（支給認定証）が必要な場合】 ○ 幼稚園3歳未満児受入れ促進事業や企業主導型保育施設の利用にあたり、保育認定（支給認定証）が必要な場合は、<u>利用開始日より前に必要書類</u>（10～12 ページ）を居住区の子育て支援課に提出してください。	【保育認定（教育・保育給付認定決定通知書）が必要な場合】 ○ 幼稚園3歳未満児受入れ促進事業や企業主導型保育施設の利用にあたり、保育認定（教育・保育給付認定決定通知書）が必要な場合は、<u>利用開始日より前に必要書類</u>（10～12 ページ）を居住区の子育て支援課に提出してください。
	○ 認定の開始日は、申請日より前に遡及することはできませんのでご注意ください。 なお、申請から支給認定証の交付までには、2～3週間ほど時間がかかります。	○ 認定の開始日は、申請日より前に遡及することはできませんのでご注意ください。 なお、申請から教育・保育給付認定決定通知書の交付までには、2～3週間ほど時間がかかります。